

## 鶴見大学仏教文化研究所紀要第15号・雑纂

雑誌名	鶴見大学仏教文化研究所紀要
号	15
ページ	143-156
発行年	2010-04
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1646/00000401/">http://id.nii.ac.jp/1646/00000401/</a>



# 平成二十一年度 仏教文化研究所活動報告

〔第一回 運営委員会〕

日時 平成二十一年四月二十八日（火）十二時十五分～十二時五十二分

場所 共同研究室（六号館二階）

内容 ○仏教文化研究所所員紹介について

木村清孝学長が所長に、澤慧二名誉教授（前所長）が顧問に就任

○平成二十一年度仏教文化研究所事業計画について

○平成二十一年度仏教文化研究所所員の役割分担について

○平成二十一年六月十三日（土）開催の「公開シンポジウム」について

○その他

紀要について

平成二十一年度予算について

本山御移転百周年「總持寺展（仮称）」（案）について

出席者

木村清孝所長、矢島道彦主任、永田勝久所員、河野真知郎所員、石田千尋所員、岩橋春樹所員、小林恭治所員、伊藤正義所員、関根透所員、宗秀明所員、下室覚道所員

〔第二回 運営委員会〕

〔第三回 運営委員会〕

日時 平成二十一年六月二十九日（月）十二時二十分～十三時十分

場所 共同研究室（六号館二階）

内容 ○今後の研究所の在り方について

平成二十二年度より「専任研究員」をおき、研究所の事業を充実させることになった。

○その他

本山御移転百年記念展示について

出席者 木村清孝所長、矢島道彦主任、永田勝久所員、伊藤正義所員、加藤 寛所員、関根 透所員、

下室覚道所員、橋本弘道所員

日時 平成二十一年十一月二十七日（金）十二時二十分～十二時五十五分

場所 共同研究室（六号館二階）

内容 ○専任研究員の選考について

○その他

本山御移転百年記念展示について

出席者 木村清孝所長、矢島道彦主任、永田勝久所員、河野真知郎所員、岩橋春樹所員、小林恭治所員、

伊藤正義所員、加藤 寛所員、関根 透所員、宗 秀明所員、橋本弘道所員

〔第四回 運営委員会〕

日時 平成二十一年十二月十日（木）十二時二十分～十三時二十分  
場所 共同研究室（六号館二階）  
内容 ○平成二十二年度予算について  
○仏教文化研究所公開講演会について  
○總持寺展の開催について  
○紀要について  
○『住山記』について  
○その他

定例研究会の開催について

科学研究費の申請について

宗教行持について

仏教文化研究所規程の改正について

出席者

木村清孝所長、矢島道彦主任、永田勝久所員、岩橋春樹所員、小林恭治所員、  
加藤 寛所員、関根 透所員、宗 秀明所員、下室覚道所員、橋本弘道所員

〔第五回 運営委員会〕

日時 平成二十二年三月十一日（木）十一時～十二時十分

場所 共同研究室（六号館二階）

内容 ○ 仏教文化研究所規程の改正について

○ 仏教文化研究所専任研究員任用規程（案）について

○ 仏教文化研究所所員について

○ 平成二十二年 度 仏教文化研究所事業計画について

○ 「總持寺展」の準備体制について

○ 『紀要』第十五号の進捗状況について

○ その他

平成二十二年 度 役割分担について

研究会について

資料収集について

学内 仏教行持への協力について

出席者

木村清孝所長、矢島道彦主任、永田勝久所員、河野真知郎所員、石田千尋所員、

岩橋春樹所員、小林恭治所員、伊藤正義所員、加藤 寛所員、関根 透所員、

宗 秀明所員、下室覚道所員、橋本弘道所員

## 研究所概要

〔所在地〕〒二三〇―八五〇―一 横浜市鶴見区鶴見二―二三 鶴見大学内（担当事務部・仏教文化研究所事務室）

TEL ○四五五八―一〇〇―一（代表） FAX ○四五五八―一―三九一

〔所 長〕木村清孝 鶴見大学学長（哲学）

〔主 任〕矢島道彦 短期大学教授（宗教学）

〔専任研究員〕池 麗梅（仏教学）

〔兼任研究員〕前田伸子 鶴見大学副学長（細菌学）

河野真知郎 文学部教授（考古学）

石田千尋 文学部教授（歴史学）

岩橋春樹 文学部教授（美学・美術史）

小林恭治 文学部教授（日本語学）

伊藤正義 文学部教授（文化財学）

加藤寛 文学部教授（文化財学）

田口暢穂 文学部教授（中国文学）

小林馨 文学部教授（菌科放射線学）

関根透 文学部特任教授（倫理学）

宗 秀明 文学部准教授（歴史学）

- 〔顧問〕
- 下室 覚道 文学部准教授（宗教学）
- 橋本 弘道 短期大学部講師（宗教学・教育学）
- 星野 玲子 文学部講師（文化財科学）
- 永田 勝久 本学名誉教授（文化財科学）
- 佐藤 達全 短期大学部非常勤講師（仏教保育）
- 計良 隆世 短期大学部非常勤講師（印度哲学）
- 尾崎 正善 文学部非常勤講師（宗教学）
- 斎藤 明 東京大学教授（印度哲学）
- 高崎 直道 本学名誉教授（宗教学）
- 納富 常天 本学名誉教授・元大本山總持寺宝物殿館長（宗教学）
- 澤 慧二 本学名誉教授（生理学）

# 鶴見大学仏教文化研究所規程

## (設置)

第一条 鶴見大学に、鶴見大学仏教文化研究所（以下「研究所」という。）を置く。

## (目的)

第二条 研究所は、鶴見大学の建学の精神に則り、日本における仏教文化を中心に、広く仏教と文化に関する研究を推進し、学術の発展に寄与することを目的とする。

## (研究内容等)

第三条 研究所は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

(一) 宗教学等の教授内容としての諸宗教の比較、仏教教理、曹洞宗学（特に總持寺教学）及び日本文化に及ぼした仏教の研究等の基本的研究

(二) 鶴見大学及び鶴見大学短期大学部における建学の精神の具現化及びその方法等の研究

(三) 鶴見大学大学院文学研究科との共同研究及び他の研究機関との学際的研究

(四) 研究会、講演会及び公開講座等の開催

(五) 研究所の調査及び研究の成果並びに共同研究の成果、講演等の発表のための紀要類の刊行

(六) その他研究所の目的を達成するために必要と認める研究等

## (研究部門)

第四条 研究所に、次の三研究部門を置く。



(一) 仏教学研究部門

(二) 仏教教育研究部門

(三) 仏教文化財研究部門

(所長)

第五条 研究所の所長は、鶴見大学学長の併任とする。

(主任)

第六条 研究所の主任は、研究所の所員のうちから、所長が委嘱する。

(所員)

第七条 研究所に、次の所員を置く。

(一) 専任研究員

(二) 兼任研究員

(三) 顧問

二 兼任研究員・顧問には、給与は支給しない。

(専任研究員)

第八条 専任研究員の任用については、別に定める。

(兼任研究員)

第九条 兼任研究員については、次の研究員を置き、所長が委嘱する。

(一) 鶴見大学及び鶴見大学短期大学の専任教員

(二) 鶴見大学及び鶴見大学短期大学の専任教員以外の者

二 鶴見大学及び鶴見大学短期大学の専任教員以外の者は任期を一年とし、更新することができる。

(顧問)

第一〇条 研究所に、必要な助言を与え事業の円滑な運営を図るため、若干人の顧問を置く。

(職員)

第十一条 研究所の職員（教員を除く。以下この項において同じ。）は、専任のほか、鶴見大学の専任の職員の中から所長が委嘱する。

(運営委員会)

第十二条 研究所に、第三条に定める研究内容等の企画、運営のため、運営委員会を置く。

二 運営委員会は、所長及び所長が委嘱する運営委員をもって構成する。

三 運営委員の任期は二年とし、更新することができる。

(経費)

第十三条 研究所の経費は、鶴見大学の年間研究費予算その他寄附金等をもってこれに充てる。

(事務の所管)

第十四条 この規程に関する事務は、研究所事務室が所管する。

(規程の改廃)

第十五条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、行うものとする。

附 則

この規程は、平成七年四月一日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 鶴見大学仏教文化研究所専任研究員任用規程

## (目的)

第一条 この規程は、鶴見大学仏教文化研究所規程第八条により鶴見大学仏教文化研究所（以下「研究所」という。）における専任研究員の任用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (専任研究員の資格)

第二条 専任研究員の被選考資格は、鶴見大学（以下「本学」という。）の建学の精神を深く理解し、大学教授又は准教授相当の研究実績を有する者とする。

## (選考結果の上申)

第三条 専任研究員の選考は、一般公募とし、運営委員会の議を経て、研究所所長が当該候補者を学長に上申する。  
二 なお選考方法は、書類選考及び面接とする。

## (申請)

第四条 専任研究員を希望する研究者は、原則として次に掲げる書類をもって研究所に申請するものとする。

(一) 履歴書

(二) 研究業績一覧

(三) 著書・論文

(四) その他選考に必要な書類

## (職務)

第五条 専任研究員は、鶴見大学仏教文化研究所規程第三条（研究内容等）に定める研究・調査活動、その他、研究所の活動に必要な業務を行うものとする。

（勤務・待遇等）

第六条 専任研究員の勤務・待遇等は、鶴見大学職員就業規則によるものとする。

（研究費）

第七条 専任研究員には、研究費を支給することがある。

二 支給額は別に定める。

（諸規程等の遵守）

第八条 専任研究員は、研究等に従事するに当たり、本学の諸規程等を遵守しなければならない。

（規程の改廃）

第九条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経た後、学長の承認を得て行うものとする。

## 附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 仏教文化研究所 購入資料 二〇〇八年

- |  |   |      |
|--|---|------|
| 韶州曹溪山六祖師壇經 和裝本   | 岩波書店  | 一冊   |
| 續天台宗全書 密教 4  | 春秋社   | 一冊   |
| 續曹洞宗全書 第1卷、第2卷、第6卷、第8卷                                 | 曹洞宗全書刊行会  | 五冊   |
| 續真言宗全書 復刻 第1卷、第42卷                                     | 高野山大学出版部  | 四十二冊 |
| 南北朝遺文 東北編第1卷   | 東京堂出版   | 一冊   |
| 道元禪師全集 第14卷  | 春秋社   | 一冊   |
| 高山寺資料叢書 完結篇  | 東京大學出版會   | 一冊   |
| 高崎直道著作集 第2卷、第3卷  | 春秋社   | 二冊   |
| 五十音引僧綱補任僧歴綜覧   | 笠間書院  | 一冊   |
| 鎌倉遺文無年号文書目録  | 東京堂出版   | 一冊   |
| 鎌倉遺文 古文書編3   | 東京堂出版   | 一冊   |
| 改訂佛祖正伝禪戒鈔講話 第1卷、第4卷                                    | 曹洞宗宗務庁  | 四冊   |
| 訓註曹洞宗禪語録全書 中世篇第12、13卷                                  | 四季社   | 一冊   |
| Shobogenzo = The true Dharm-eye treasury (英訳大藏經) v.1-4 | Numata Center for Buddhist Translation and Research | 四冊   |
| 泗州大聖普照禪寺語録 1、6   | 小川多左衛門  | 六冊   |
| 円悟老人碧巖集 第1卷、第10卷                                       |   | 五冊   |
| 従容録弁解「江戸時代後期写」   |   | 一冊   |
| 曹洞宗関係高僧遺墨  |   | 一冊   |

## 鶴見大学佛教文化研究所紀要投稿規程

一 鶴見大学佛教文化研究所紀要（以下「紀要」という。）は、鶴見大学（以下「大学」という。）及び鶴見大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）において研究又は教育に従事する者の研究業績を内外に発表することを目的とする。

二 紀要に投稿できる者は、原則として、大学及び短期大学部において研究又は教育に従事する者及びこれと共同で研究に従事する者と、仏教文化研究所主催による公開講演会・シンポジウムの講師とする。

三 投稿される論文は、未刊行のものに限る。定期刊行物（学術雑誌、商業雑誌、大学・研究所紀要など）や単行本として既刊、あるいは、これらに投稿中の論文は本紀要に投稿できない。但し、学会発表抄録や科学研究費などの研究報告書はその限りではない。

四 投稿する者は、紀要刊行内規で定められた投稿要領に従って原稿を作成する。

五 本紀要に掲載された論文の公衆送信権は、鶴見大学に属する。

### 附則

この規程は、平成十八年四月二十日から施行する。